

1. 開 会

○事務局 それでは定刻になりましたので、社会資本整備審議会 第8回都市計画部会を開催いたします。本日出席いただきました委員及び臨時委員につきましては24名中12名でございます。社会資本整備審議会令に定めます定足数を満たしておりますことをご報申し上げます。

はじめに事務局の出席者をご紹介します。

加藤大臣官房審議官でございます。

高梨大臣官房審議官でございます。

斉藤大臣官房技術審議官でございます。

続きまして資料の確認でございますが、最初に議事次第がございまして、次に配付資料一覧表がついてございまして、資料1から資料5及び参考資料まで計11種類の資料がございます。ざっと見ていただきたいと思います。資料1が委員の名簿でございます。資料2が中心市街地再生小委員会における審議経過の1枚紙、資料3-1が同じく概要、資料3-2が中心市街地小委員会の報告、資料3-3が厚い補足説明資料、資料3-4は意見募集の結果とこれに対する対応策、資料4-1が都市計画部会における今後の検討方向、それに対しまして資料4-2が参考資料(1)、資料4-3が参考資料(2)、資料5が前回の議事録でございます。最後に、参考資料ということで報告に対するご意見が配付してあるかと思えます。ご確認いただきまして、万が一過不足がございましたら、お申し出いただきたく思います。以上でございます。

それでは部会長、よろしくお願いいたします。

○部会長 それでは第8回都市計画部会をこれから開催させていただきたいと思えます。

今日の中心的なテーマは、議事次第にございますように、中心市街地再生小委員会からの報告を確認いただく作業でございます。ご案内のとおり、平成17年6月30日に国土交通大臣より社会資本整備審議会長に対して新しい時代の都市計画はいかにあるべきかについての諮問をいただいたところです。その中には5つの諮問事項がございまして、この諮問事項のうち、中心市街地の再生を図るための都市計画制度の見直しにつきましては、問題が深刻化していることから、他の課題に先行して社会資本整備を行う必要があるということになりまして、中心市街地再生小委員会を設置し検討を行ってきたところでございます。このたび、お手元でございますように、小委員会の報告がまとまりましたので、小委員長である私から報告させていただきたいと思えます。

最初に小委員会の審議経過でございます。資料2にございますように、小委員会は7月29日を第1回といたしまして、都合5回の小委員会を開催させていただいております。そのうち第2回、第3回にかけてはヒアリングを行いまして、有識者や関係する各団体の方々総勢8名からご意見を伺ったところでございます。なお、このヒアリングは別途建築分科会において同じように中心市街地問題に対応している市街地の再編に対応した建築物整備部会と合同で実施したところでございます。

小委員会の報告案につきましては、11月2日、25日の2回にわたってご検討をいただきまして取りまとめをし、11月25日の小委員会において小委員長である私に一任をいただいたところでございます。

その後、この案につきましてパブリックコメントを行いました。先ほどの資料の中にごございましたように、大変多くの意見をいただきました。国民の関心が非常に高いことをうかがえるところでございました。都合1万8,000通のご意見をいただいたところでございます。これらの意見は、資料3のような形で整理いたしまして、また、報告書でどのような対応をしたかということも資料3のように書いてございますが、その内容を全体としてまとめて今回の報告案としたところでございます。

以上が小委員会の審議経過でございます。報告書の概要等につきましては中心市街地再生小委員会の事務局よりご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局 お手元の資料3-2をごらんいただきたいと思います。

まず、「はじめに」が1ページにございます。ここがこの小委員会報告の趣旨でございますが、3段目にありますように、人口増加を前提にした都市計画制度が時代の変化によって、その機能に限界を生じているという基本的認識のもとに新しい都市計画制度について考えたいということでこういうことを始めているという趣旨を書いております。その下の段に、中心市街地の衰退も認識として挙げております。そういうことを踏まえまして昨年、中心市街地再生小委員会をつくって検討したという趣旨のことが書かれております。

2ページから本文になりますが、「第1章 都市機能の拡散と中心市街地の空洞化」でございます。「1 都市を取り巻く環境の変化」についてはご案内のことと思われませんが、人口減少・超高齢社会の到来、モータリゼーションの進展、産業構造の転換、重厚長大型産業からIT産業へ、それに伴う工場跡地の急増という分析をしております。

3 ページにいきまして、農業等の耕作放棄地の増加、あるいは小売業におきましても伝統的中小小売店舗の退店等の分析をいたしております。

その次が「2 都市機能の拡散」でございますが、まず、公共公益施設の郊外移転について分析しておりまして、庁舎、総合病院、文化施設等が建替え時に郊外へ移転する実態を指摘しております。(2)が大規模商業施設の郊外立地でございますが、その2段目にありますように、商業系用途地域以外に商業施設がどんどん立地している実態を述べております。

4 ページでございますが、特に近年見られる傾向としては、上から2行目ですが、広範囲な商圈を擁し、都市全体あるいは複数の都市から集客する広域的な商業施設が郊外に出ている実態を分析しております。

「3 中心市街地の空洞化」でございますが、以上のような都市機能の拡散に伴いまして、特に地方都市で中心市街地の衰退が深刻化している実態を分析しております。①が居住人口の減少と商業機能の衰退の関係で、居住人口が実数及び都市内シェアともに減少している。商業機能についても、小売販売額及び売場面積のシェアが低下している。②にいきまして、業務機能・文化交流機能でございますが、事業所数が実数・都市内シェアともに減少している。そして、従業者数についてシェアが減少している等々の分析をしております。

さらに5 ページにいきまして、劇場・映画館等の文化的な機能についても中心部のシェアが低下しているということがございます。③の空き地、空き店舗の増加でございますが、こういうものが中心部において件数、面積ともに著しく増加している状況でございます。これらのことについては、別添の補足説明資料に実態の分析をいたしているところでございます。

「4 中心市街地の再生を阻む要因」でございますが、要因分析を行っておりまして、行政の取り組みにも問題があるということで①でございます。市町村が主体的にきちんと関与していない、むしろ民間主体になっているのではないかと。さらに、市役所や市立病院等といった市町村自らが立地判断できるものも郊外に移転してしまっている。

6 ページにいきまして、都道府県の施設の郊外移転の問題もあるということでございます。②の商業者の取組ですが、商業者は消費者のニーズに的確に対応していない実態もあることを指摘しております。商業者だけではなくて地権者にも問題があり、地権者自身が例えば店舗を貸すことについても積極的にやっていない、よい条件なら貸すがそ

うでなければシャッターを閉めたままという状況で、空き店舗が放置されている実態を指摘しております。④は事業実施上の障害で、権利関係の複雑さ等について、あるいは⑤の推進体制は、今まで商業団体に偏っていたという指摘をしているところがございます。

8ページでございますが、「第2章 都市構造改革の必要性と方向」でございます。これまでの都市構造と申しますと、まず中心市街地には当然、人口や都市機能が集積しているという前提に、スプロールと申しますか住宅等のばら建ちを防ぐ観点から今までは線引き等で規制していたわけですが、これが(2)にありますように、そのようなスプロールの問題ではなくて、大規模商業施設を含む各種都市機能が予期せぬ場所に散発的に立地する新たな郊外立地、新たな形態のスプロールが見られるということをご指摘しております。8ページ下にありますように、広域的都市機能を括弧書きの中で定義しておりますが、こういうものが郊外のさまざまな場所にばらばらに立地する傾向がある。これが新しい問題であると認識しております。

9ページの「2 今後の課題」でございますが、それに伴う都市構造上の問題を指摘しております。都市の「中心」が散在する。広域的都市機能が移ると申すことは都市の「中心」が移る、あるいは散在するということで、その結果として、公共交通の維持が困難になってアクセシビリティが低下するですとか、過度に自動車依存型になる、あるいは「・」として書いてありますが、都市経営コストの増大、交流とかにぎわいといった都市集積の持っているメリットがなくなっていく、あるいは自然環境への負荷の増大等を指摘しております。

さらに10ページに書いてありますのは、自然環境や優良農地の虫食いの・焼き畑的な食い荒らしもあるということでございます。

(2)でございますが、特に都市機能の中でも広域的都市機能のスプロールという問題については、集客力があるということで予期せぬ箇所での交通渋滞、あるいは市街地環境の悪化、あるいは公共投資計画が追いつかないという問題が非常に大きいという指摘をしております。

「3 課題解決へ向けた視点」でございますが、こうは言ってもモータリゼーションを時代の流れと考えますと、必ずしもこれを一律に規制することはなかなか難しいということで、(2)にありますように、都市構造改革をやっていく必要があるのではないかと申す視点でございます。その都市構造改革の視点は、11ページの(2)の1段目

にありますように、都市機能の郊外立地を全面的に抑制するというのではなく、都市活動にとって重要であり、どこかに立地しなければいけないことを前提として、その立地の適正性を確保、誘導するという観点から考えていくべきではないかと指摘しております。

そのためには規制と誘導両方の手法を組み合わせていかなければいけないわけですが、11ページの下段にありますように、抑制と誘導の手法を組み合わせ、無秩序拡散型都市構造を見直し、多くの人にとって暮らしやすい、望ましい都市構造を実現する。そういう都市構造改革を行うことが必要であるという提案をしております。そこで、特にその際重要なこととして考えておりますのは、地域が望ましいと思う目標を自ら選択し、都市機能の立地に際し、そうした都市計画構造全体の目標に照らして適切かどうかを判断する、いわば全体として「よく判断」された形で行われる。ウェル・マネージと書いていますが、そういうことが大事であるという指摘でございます。

12ページでございますが、「4 都市構造改革の方向」でございます。「よく判断」と言っておりますが、そこは地域の選択であって、どのような都市構造が望ましいかということを一律に提示すべきではないというふうには言っております。ただ、人口減少・超高齢社会を考えますと、ある程度方向性はあるのではないかとということで提案させていただいております。それは超高齢社会にあって都市機能へのアクセシビリティが非常に重要であり、公共交通ネットワークの維持を考えていかなければいけない。そのためにはある程度都市圏内に核を持つこと、集積地を持っていることが必要である。それによって都市経営コストも抑えられ、さらににぎわい等の社会的効果が生まれ、さらに自然環境への負荷が抑えられるという指摘でございます。

それに加えて13ページ、(2)の広域的都市機能の適正な立地では、特に広域的都市機能の立地については広域的な影響があるということで、利便性を確保するためにア、イ、ウにありますように、市街地環境、インフラ、アクセシビリティ等をきちんと考えて立地を判断していかなければいけないと考えております。

14ページの上にありますように、そういうことを考えると、核都市の中心市街地は広域的都市機能の立地場所としては重要な候補地となる。「しかしながら」とまた反転しておりますが、必ずしもすべてがそこに立地できるというわけではないので、そこ以外に広域的都市機能が立地する場合に「よく判断」することを地域で行うという提言でございます。

そこで結論にもつながりますが、一たん立地を抑制して社会的な判断プロセスを経ることが必要であるという提案にさせていただきます。

集約拠点として「5 都市構造改革における中心市街地の位置付け」ですが、中心市街地はそういう観点からいきますと非常に重要な拠点であると提案させていただきますが、15ページにもありますように、必ずしもこれが集約拠点として一律に位置付けるべきではなく、そこは地域の選択で適切に判断すべきだという結論にしております。

16ページでございますが、「第3章 都市構造改革の手法」でございます。先ほど第2章で、広域的都市機能の適正立地を地域社会で「よく判断」することが必要であるということを申し述べましたが、そのためには都市計画手法による対応が必要であると結論づけております。その特徴としては、①にありますように、土地利用とインフラの整合性が確保できる。あるいは②にありますように、用途地域や容積率といった手法を用意しておりますので、都市機能の適正配置をやるのにふさわしい。それと17ページにありますように、事前明示性のある社会的ルールであり、ゾーニングということで誰にでもわかるということでございます。④で、公正・透明な参加プロセスは公聴会ですとか住民参加、都市計画審議会等の手続を保障していること。⑤にありますように諸外国、特にイギリス、ドイツ、アメリカでも大規模商業施設については問題になっているところもございますが、いずれも都市計画の手法によって課題に対応している実態を指摘しております。

さらに18ページにいきまして、「2 都市機能の集約のための誘導支援方策」は、抑制政策だけではなく誘導政策が必要であるということで、(2)にありますように、選択と集中という考え方で関係施策を集中的に導入することが必要であること、さらに中心市街地再生の担い手としての地権者等の協力が必要であること、公共交通ネットワークの整備が必要であることを指摘しております。

以上が前段の論理構成ですが、最後に結論が第4章でございます。これについては重要な部分なので、朗読させていただきます。

(第4章朗読)

事務局からの説明は以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告、説明につきまして、どなたからでも結構ですので、ご質

間、ご意見があればお願いいたします。いかがでしょうか。

○A委員 ただいま受けました小委員会の報告案につきましては、人口減少社会の到来という我が国の構造変化や都市機能の拡散などの現状を踏まえますと、コンパクトシティの実現を目指すという基本的な方向であると思ひまして、賛同できます。しかし、その実現方策に関して留意していただきたいと思ひたことがありますので、2点ぐらい意見を申し上げたいと思ひます。

一つは、用途地域規制強化への対応でございますが、報告案ではコンパクトシティを形成し、中心市街地を活性化させるためにゾーニングによる土地利用規制の強化を図ることとされています。確かに都市機能の無秩序な外延化を抑制する観点から都市計画区域外において適切な規制をかけることは必要だと思ひます。しかしながら、市街化区域のような既成市街地においては、ミックスユースを創出する方向が昨今の都市計画の潮流でありますし、用途地域規制を厳格化することには慎重でなければならないと思ひます。また、各都市の置かれた状況が千差万別でありまして、それぞれ固有の問題を抱えているにもかかわらず、全国一律に規制を導入するということについては、都市の活力向上へのダイナミズムを低下させ、都市再生や地域再生の取り組みにも支障を来すおそれがないとは言えません。とりわけ三大都市圏や政令市といった大都市部では、産業構造の変化によって生じた工場跡地などの低未利用地の有効活用が逆に社会的には求められておりまして、そのために用途転換を円滑に進めなければならないという政策課題もあると思ひます。まちづくり三法の見直しに伴う都市計画法の改正案では、用途地域規制の強化が盛り込まれると伺っておりますけれども、都市の活力を高めるためにもぜひ都市計画手続において機動的かつ柔軟に用途を変更できる措置をしっかりと当てていただきたいと思ひます。

そういう観点でご説明がございましたので、これについてはそういう方向になると存じますが、なお念を押ささせていただきたいという思いで意見を述べさせていただきます。

もう一つは、中心市街地活性化の方策ですが、各地域の特性を生かしたビジョンを地元商店、地域住民、自治体が一体となって共有した上で、魅力あるまちづくりを推進することにより実現されるのではないかと考えています。むしろ地元の取り組みが中心市街地の活性化には1丁目1番地ではないかと思ひます。

したがいまして、中小店対大型店とか中心対郊外といった対立軸でとらえるのではなくて、報告書にも盛り込まれておりますが、生活者の視点を重視し、地元商店と大規模

集客施設がウイン・ウインの関係になるような協カスキームをぜひ実現していくように施策上工夫していただきたいと思います。そのために、何よりもまず地元関係者や自治体が活性化に向けてどう工夫を凝らしながら主体的に取り組んでいかなければならないという指摘については、全く同感であります。ぜひ中心市街地再生の方策として、ここにも盛り込ませておりますが、選択と集中の観点から、地元において必然的に意欲的な地区を適切にぜひ選別していただいた上で、街なか居住や公共施設の集約を促進するための支援策を、本文にもありますように、集中的・積極的に講じていただきたい。この辺については政策的なメリハリをつけていただきたい。こんなふうに注文したいと思いません。以上です。

○部会長 ただいまのA委員のご発言は、報告書の内容としては取り組まれている、しかしこれを具体的に制度化するために運用されるときにその点を十分ご留意していただきたいということですね。

それではほかにいかがでございますか。

○B委員 今のお話の中にありました点については、ゾーニングの基本としていても、うまくいく時とうまくいかない時とあるということは事実でして、それは今回のこの委員会の対象としている地域の場合もそうですけれど、都心部でも、あるいは工業が中心の地域でも、あるいは地方においても、用途規制で規制していたとしても、それはうまくいっていない場合にただ強化すればうまくいくとは、どなたも思わないと思います。もし強化するからうまくいくとしたら、例えば21ページに、場合によっては容積率制限は効力がないという記述がありますけれども、そういうところを実際にゾーニングをして建ぺい率とか容積率とかほぼ一定の幅を持って自動的に決まっていく中で、都心周辺部の場合に今、何が一番問題かという、容積率制限から言うと許容範囲の建築物であっても、建築物の高さをめぐって建築紛争が起きる、かつては日照をめぐって建築紛争が起きましたが、今は高さをめぐっての建築紛争が起きているということがありますけれど、これはむしろ都市全体でスカイラインをどう形成しているかという議論をしていくことで解決するしかないので、ゾーニングによって解決する問題ではないし、だからゾーニングが無意味かという、そうではなくて、そういう制度を前提としてそれに対して問題点があった場合にどう修正していくか、そういう問題だと思うんです。

制度の失敗と市場の失敗というのを学校で習いましたが、そういう意味では同じ制度の失敗にも、中央政府の失敗と地方政府の失敗がありますね。今回の場合は、これ以上

は言わなくてもおわかりになると思いますが、そういう点を一たん決めなければどうまくいかなかったのをどう調整していくかという非常に妥当な判断だと思いますので、そういう所期の目的が達成されるように、所要の措置が講じられていかないといけないと思いますので、ぜひこの趣旨を生かしていく方向でやっていっていただきたいと思います。

○部会長 実はこのレポート、いろいろなご意見をベースに、ある意味で大変適切な対応をした報告書になっていると思います。それだけに読みようによっては間違っ読まれる危険性があるので、B委員がおっしゃるように、この報告書が持っている基本的な精神、一度ゾーニングによってしっかり規制をして、その中をその地域が自分の都市をどうしていくかということによく判断して、これからの都市運営をやっていただきたい。大きな精神としてはそういう主張をしていると思いますので、その点を間違えないようにしていただきたいというB委員のご発言だと思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○C委員 A委員、B委員がおっしゃったことにつけ加えてですが、2点申し上げたいと思います。1点目は、中心市街地の再生というのは大枠的にはそのとおりで賛成ですけども、あわせて交通政策をセットで考えていきませんか、どうしてももう一度中心市街地に商業施設やいろいろなものができてきますと、都市構造として駐車場の問題が出てきます。特に、商業施設ですと特にバックヤードも大切でして、人の集中だけでなく物が集まってくるということは、搬入路は店舗面積に比例して必要です。必ず同じぐらいのバックヤードをとらなければいけないのですが、そういうことが結構抜けておりますので、それとどうしても店舗の前に駐車するということがあって、街なか再度混雑するということになってはいけませんので、ぜひ交通政策とあわせて考えていただきたいというのが1点目でございます。

2点目は、この発表の仕方が非常に大きな問題だと思うんですね。土地の用途利用に伴って不動産価値は変わってくるわけですので、土地価格がこういう政策の大きな流れの中で恐らく、いろいろな方々がいろいろな思惑で先物買いをしたりいろいろなことが起こってくる可能性があると思いますので、どういう発表の仕方が一番いいのかわかりませんが、これからの政策と発表の仕方が、発表のほう先走ってかえって思惑からずれていかないようなことが必要ではないかと思いますが、少し発表の仕方を留意していただければと思います。

○部会長 ありがとうございました。ご注意、ご意見としてお伺いしました。

ほかに。

○D委員 今、大学の試験期間になっていて、私は授業で厳しいことを言っているのに、単位をあげるときについ甘くなってしまうのですが、きょうまた拝見させていただきまして、最初のころに比べますと、非常に深みのあるといいますか、随分成熟された報告書という感じがしておりまして、検討する過程が見えること自体が説得力を与えることにもなるでしょうし、政策の正当性を間接的に担保することにもなろうかと思っております、そういう意味では全体としてなかなかよろしいのじゃないかと評価したいと思っております。

ところどころ個別的には結構画期的な話も出ておりまして、ほおと思うところもあるんですけども、コメントということで申し上げますと、例えば農地に踏み込んだのは極めて画期的なことだと思います。それから権限主体の話で、22ページあたりですが、市町村とか都道府県に与える権限についてはこれまでも発言してきたところですが、やや原理的な分権主義がある中で、それに対して市町村の限界を指摘して、都道府県の役割を積極的にこれだけ敷衍して書かれる、それが受け入れられるというのは大変大きな進歩だと思っています。明確には出ていないところもあるのですが、ちょっと遠慮な感じで、広域的な団体の重要性みたいな言い方で、いい意味できれいにまとめられていると思います。都道府県については道州制の話などがありまして、今後道州制の話が出てくるときには、現行制度のもとにおいて都道府県の役割をもっと正しく評価するところが出発点でなければいけない。私の理解では都道府県の役割は広域的な連絡調整の主体というだけではなくて、もう少し内実的なあるいは能動的な、先進的な政策を取り入れる感受性のある主体として、恐らく都道府県にはそういう能力があるはずで、そういうニュアンスもやや読み取れなくもなくと思っております。そういう形で、成熟した分権型社会ということになっていくのだろうというのがコメント的に申し上げたいところでございます。

全体としては大変よろしいんですけども、これは一度、部会長から別のところで議論しているから言うなと言われたテーマですが、防災の観点ですね。都市計画とかまちづくりの話とか人間が生活する空間の話で、あまりスポットライトが当たらなかったけれど、人間の生活の大前提になっていることに防災の話があって、特に自然災害については少し予想を越える形でいろいろな事態が生じている。そしてウェル・マネージということでおっしゃるのであれば、そういう影の部分、目に見えるにぎわいという形

で積極的なよさということではないのだけれど、それを支えている影の部分としての災害対策的な話をぜひ土地利用、都市計画、それから都市計画区域外も含めて、さらに考えていただけるといいなと思っております。

○部会長 防災・防犯を含めた議論は5つの諮問を受けた中で、別の諮問で対応できる可能性もありますので、それはそれで今後検討していくということになると思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

今日もさまざまなご意見をいただきまして、それぞれのご意見、ごもつともだということでございますが、ご報告いただきました内容については、特にここを修正しろというご意見をいただいたとは考えられませんので、この報告を部会として了承することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○部会長 ありがとうございます。ご意見がないようですので、それでは部会としてこの報告を決定させていただきます。

なお、この都市計画部会の決議につきましては、社会資本整備審議会令によりまして、部会の決議をもって分科会の決議とすることができる。となっておりますので、都市計画部会で分科会の決定として社会資本整備審議会会長のご承認を得た後、明日、国土交通大臣に答申されることとなります。また、中心市街地再生小委員会につきましては、最終報告をこのような形で取りまとめましたので、本日をもちまして解散とさせていただきます。小委員会の委員の方々におかれましては、ご多忙の中、5回のご熱心なご討議を重ねて報告を取りまとめていただきまして、厚く御礼申し上げたいと思っております。

ありがとうございました。

もう一つ議題がございます、部会の今後の検討方向につきましては、事務局からご説明をいただきたいと思っております。

○事務局 資料4-1から資料4-3によりまして、本都市計画部会の今後の検討方向についてご説明申し上げたいと思っております。

まず資料4-1の1を見ていただきたいと思っておりますが、平成17年6月30日に国土交通大臣より社会資本整備審議会に対し「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」について諮問があったわけでございます。資料4-2を1枚あけていただきますと、1ページが平成17年6月30日の諮問文でございます。この中で具体的な検討課題といたしまして、先ほども部会長からお話ございましたが、5つの検討課題についてご検

討いただくことになってございます。資料4-2で見ますと、3ページから5ページにかけて①②③④⑤と書いてございます。このうち②につきましては現在、5回の審議をいただいて本日取りまとめていただいたところでございます。残り四つの課題があるわけですが、この四つの課題のうち「③持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策について」、資料4-2でいきますと4ページの上半分ですが、これについてご説明申し上げますと、「市街地縮小の時代」における街路、都市公園、下水道などの「都市・生活インフラ」につきましては、環境保全上の制約、財政的な制約等が高まる中で、「持続可能な都市を構築する」ための適切な整備、管理のあり方が問われているところでございます。

社会資本整備審議会と交通政策審議会の計画部会におきましても基本問題小委員会が設置されておりまして、現在ございます社会資本整備重点計画を平成20年度を初年度といたしまして、次期重点計画に移行するための検討が開始されたところでございますので、去年6月時点におきましても都市計画部会において、小委員会の検討状況を踏まえ「持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策」について検討を行う必要があるとされたところでございます。

これに基づきまして、③のうち特に街路関係、都市交通、市街地整備関係につきまして、引き続きのご検討をお願いしたいと考えてございます。中身については街路課長からご説明申し上げたいと思います。

○事務局 資料4-1の2ページをお開きいただきたいと思います。

最初の段落は、今ご説明あったとおりでございますが、次の段落「なかでも」からご説明いたします。街路、都市交通のあり方は都市の骨格の形成、人や物の移動ということで、持続可能な都市交通を実現する上で極めて重要な役割を果たしていると思っております。先ほどおまとめいただきました報告の例えば19ページにも、集約型都市構造を実現するためにはまちづくりの一環として公共交通ネットワーク整備等の都市交通施策を推進することが必要であるとされておりますし、先ほども交通政策をセットで考えようというご意見をいただいたところでございます。

また、反対側から見ますと、拡散型の都市構造からコンパクトになっていくということは公共交通の利用が促進されるということで、その都市交通の体系から見たときの効率化につながる都市交通のあり方もまた変わっていくことができるということで、都市構造のあり方と都市交通、市街地整備のあり方は極めて密接、表裏一体のものであると

思っております。

そういうことで諮問事項の②に引き続きまして③、その中でも都市交通と市街地整備に関して、ここに挙げてありますような都市交通戦略の推進等、持続可能な都市を構築するための都市交通施設のあり方、整備推進方策、また都市構造の再編、生活の質の向上を目指した既成市街地の修復等、市街地整備のあり方と推進方策を早急に専門的に検討していただきたいと思っております、この部会の中に「都市交通・市街地整備小委員会」を設置し、検討をお願いしたいと思います。

スケジュールでございますが、本日お認めいただきました場合には、2月以降に小委員会を設置し、審議していただき、6月頃を目途に基本的な方向性について中間取りまとめをお願いしたいと思います。その後、さらに論点を絞り込むなどして検討を続けていただき、最終的な取りまとめをお願いして、次期の社会資本整備重点計画や国土形成計画に反映していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○部会長 新しい小委員会を部会に設けるという提案でございます。これについてご意見、ご質問はございませんか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは新しい小委員会を設けて諮問事項の1つの検討をさせていただきたいと思っております。

なお、小委員会の委員の選任については私にご一任いただければと思っておりますが、よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の審議事項を終了いたしました。

最後に、局長さんから委員の皆様にご挨拶がございます。よろしくお願いたします。

○都市・地域整備局長 部会長を初め委員の先生方から大変ご熱心にご討議いただきまして、小委員会の報告につきましてご了解いただきましたことを心より御礼申し上げます。ありがとうございます。

この小委員会の報告書自身が非常に画期的な報告書になっておりますことを、我々も大変ありがたく思っております。これまでは大規模集客施設等につきましては原則的に言えば、大まかなことと言いますと、ほとんどの地域で自由にとは申しませんが、立地ができいた。都市計画区域の中でも約9割の地域で大規模集客施設等は立地が可能であったのでございました。また、都市計画区域の外の7割、国土の7割を占めます外の地域でも、農業的な規制はかかるわけでございますが、それが外れた場合に都市計画の規

制がかからない大規模集客施設等ができる形で拡大できるような都市構造になっていた。それが今回のこの報告書によりまして物の考え方を変え、まずは抑制をかけていこうという報告書になったわけでございます。これにつきましては、これまでの40年来の都市計画と違いまして21世紀型の少子・高齢化であり、しかも自動車交通のような時代の中での都市交通がこうなっている中で将来どうしていこうかという意味で、我々としても今後の日本国のまちづくりを進めていく中では大変有益な報告をいただいたものではないかと考えています。

ただ問題は、各委員からこれまでもご指摘いただいておりますし、本日も委員からご指摘を幾つかいただきましたが、運用の段階で規制・抑制してそれで終わりということではない、そういう運用を誤るとまちが死んでしまう、何のためなのかかわからないという厳しいご指摘もいただいているわけございまして、我々といたしましても、一たん抑制はするけれど、その後、都市計画という手続で都市計画が円滑にスムーズに、しかも弾力的に透明な手続のもとで住民が参加され、地域としてどう判断するかということが的確に、言葉のとおり運用できていくことが非常に大きな課題ではないかと思っております。これらを現実的なものにしていくために、運用の問題で我々に残された課題は大きいと考えてございます。

現在、法律につきまして国会に提出する作業を進めております。かなり最終段階にまわってはおりますが、これまでの小委員会の意見あるいは報告等を踏まえまして、法律の原案等も作業してまいりました。その中でこれらの問題について幾つかご報告申し上げますが、まずは、弾力的、円滑、十分なものをつくっていくために、まず施行期日がございます。施行期日につきましては、抑制がされます、立地規制が行われますのは、施行されて1年半後にしてございます。現在、土地等を手当てされまして、大規模集客施設等を建設しようとする方々にとられましては、まず大店法等の規制が長い場合には約10カ月、そのほか都市計画、建築基準法上等の手続をすれば長ければ1年はかかるということもございます。場合によってはそれ以上かかるということで、それらの状況等を考えて1年半と考えております。

ただし、この間にスムーズにいろいろなものが都市計画の手続が移行できることをやっていきたいと考えております。例えば提案制度、土地に権利がなくても一定の事業者からは提案できるような制度も、この報告を受けて法律の中に入れてございますが、この施行は公布後3カ月としております。そういう意味でこの3カ月から公布後1年6カ

月と時間があるわけでございますので、この間に新しい法体系に伴ういろいろな手続を公共団体のほうでも円滑にできるようにしていただきたい。またそのことを法律の条文の中に、円滑な手続ができるために準備をしておく、情報収集等をし、この間にいろいろな準備をしておきなさい、都市計画の変更が必要なものは都市計画の変更をするという意味、あるいは新しく施行された後は新しい形での都市計画が直ちに動けるようにという形での準備制度も置いているわけでございます。

既存不適合の問題等もご議論いただいたということもございましたが、既存不適合の問題等につきましても、例えばこの間にそういう準備の中で提案制度が3カ月後にできるわけですので、提案していくことによって対応できるものは対応していきたいと考えております。また、都市計画の中身につきましても、時間がかかり過ぎることにつきましては1年以内に、あるいは消費者の意向が反映されない、固定的・硬直的だというご意見もございました。その点につきましても、報告の中にも書いてあったと思いますが、消費者の意向が反映できるような形の審議会委員のメンバーにすべきということも考えて、これは技術基準のほうで徹底していきたいと考えてございます。

D委員からも農業との関係、あるいは地域との関係等で画期的な報告書だというご発言がございました。確かに地方分権で、これまではどちらかというところの国の権限は県、県の権限は市町村というぐあいに分けてございますが、今回の報告書の中では、ある部分で広域的な調整は県・国の役割に任すべきではないかというご意見もございましたし、農業との問題もきっちり調整すべきだというご意見もいただいております。法案でもそういうものを反映させたものにさせていただいております。

いろいろ申し上げましたが、いずれにしても、法案の中できっちり反映させますのと同時に、運用の問題でも、いろいろいただきました意見を周知徹底することによりまして適切な対応ができ、この報告書の中に掲げられております内容あるいは思想が反映できるように努力していきたいと考えてございます。また、新しい都市交通・市街地整備のあり方についての小委員会につきましてもご了承いただきました。これらにつきましても引き続きご指導をお願いしたいと考えてございます。

長々と申し上げましたが、私からの御礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○部会長 それでは以上をもちまして会議を終了させていただきたいと思っております。

閉 会